

# 令和8年度「生産性向上事業」の実施事業者を募集します！！

## ～建設企業のICT機器等導入経費の一部を補助します～

岩手県では、ICT機器を導入しようとする建設業者の方々に対し、必要な経費の一部を補助します。皆様からの申請をお待ちしています。

### 1 事業目的

県内建設業者の従業員の高齢化や担い手不足が深刻な状況であり、建設現場における一人一人の生産性の向上が求められています。岩手県では、**現場の生産性向上に向けてICT機器を導入する建設企業等に対し、要する経費の一部を補助**します。

### 2 補助対象者等

#### (1) 対象者

ア 建設業者等

次のいずれかに該当するもの。

(ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項による岩手県知事又は国土交通大臣の許可を受けた岩手県内に主たる営業所を有する建設業者

(イ) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に定める中小企業等協同組合であって、建設業者を主たる構成員とし、岩手県内に主たる営業所を有する者

(ウ) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に定める協業組合であって、岩手県内に主たる営業所を有し、かつ、建設業許可を有する者

イ 建設コンサルタント

岩手県内に本店を有し、岩手県の建設関連業務等入札参加資格者名簿に登載されているもの。

※対象となる事業内容は、**3 補助対象となる経費及び補助金の額**を参照のこと。

#### (2) 補助金交付回数の上限

同一の補助事業者への補助金交付は1回までとする。

#### (3) 状況報告

・「3 補助対象となる経費及び補助金の額」で掲出している表中(1)及び(2)の事業について補助金を申請する場合は、**補助事業が完了した日の属する年度及び翌年度にICT活用の普及啓発活動(同業他社への研修会や講習会の実施)を年1回実施するとともに、その実施結果を補助事業により導入したICT機器等の活用状況と併せて県に報告するものとする。**

・「3 補助対象となる経費及び補助金の額」で掲出している表中(3)及び(4)の事業について補助金を申請する場合は、**補助事業が完了した日の属する年度に導入した機器等の活用実績を県に報告**すること。

・**補助事業者が提出した実績報告及び状況報告については、事業の普及啓発のため事例として県が活用できるものとする。**

### 3 補助対象となる経費及び補助金の額

建設業者等の ICT 機器導入に要する表内に掲げる経費

経費区分	事業内容	補助事業者及び補助額補助額
ICT機器導入に要する右欄に定める経費（設備等導入費）	ICT活用工事の実施につながり、建設現場における生産性向上に資する機器導入に要する経費で以下に示すもの。	
	(1) 既存の建設機械へICTを搭載（後付け） (2D・3D) ・マシンコントロールシステム ・マシンガイダンスシステム ・その他同等の機器	[補助事業者] 建設業者等 [補助額] 当該経費の2分の1以内の額とし、200万円を上限額とする
	(2) 3D測量機器 ・3Dレーザースキャナー ・自動追尾型トータルステーション ・UAV（ドローン） ・GNSS受信機 ・その他同等の機器	[補助事業者] 建設業者等 [補助額] 当該経費の2分の1以内の額とし、150万円を上限額とする
	(3) 3次元設計ソフトウェア ・設計ソフトウェア ・その他同等品 <b>※ソフトウェアの使用料（初年度のみ）も補助対象となります。</b>	[補助事業者] 建設業者等 建設コンサルタント [補助額] 当該経費の2分の1以内の額とし、150万円を上限額とする
	(4) 生産性向上に資する機器等 ・遠隔臨場システム導入に要する機器 ・パワーアシストスーツ ・VR/ARシステム ・3次元配筋検査ツール	[補助事業者] 建設業者等 建設コンサルタント [補助額] 当該経費の2分の1以内の額とし、30万円を上限額とする

※ 補助対象経費は、交付決定後、今年度中に支出（支払が現実に行われるもの）をする費用に限られます。

※ 消費税及び振込手数料は補助対象外です。

### 4 申請方法等

#### (1) 申請方法

申請者からの応募とします。

#### (2) 申請期間

令和8年5月11日（月）～令和8年7月3日（金） 【12:00必着】

**※上記を過ぎた場合は、申請書を受け付けることができませんのでご注意ください。**

#### (3) 申請書類

##### ■申請様式

- ・建設DX推進事業費補助金応募申請書（様式第2号） ※押印不要です
- ・申請者概要書（別紙1）
- ・建設DX推進事業費補助金事業計画書（別紙2）
- ・導入する機器等の内容がわかる資料（導入する機器等のパンフレット、見積書等）

#### (4) 提出先

岩手県県土整備部 建設技術振興課 建設業振興担当

#### (5) 提出方法

電子メールで建設技術振興課（AG0002@pref.iwate.jp）に申請書データを送付

## (6) 電子メール送付時の注意点

- ・申請書のデータが10MBを超えると受信できません。
- ・10MBを超える場合は担当から大容量ファイル転送サービスのアップロード用メールを送付しますので、建設技術振興課 (AG0002@pref.iwate.jp) へ「アップロード用メールの送信を希望する」旨をメールしてください。
- ・申請書を受領した際、受領確認を担当からメールします。
- ・申請書送付後、2～3日経過しても建設技術振興課からメールが届かない場合は、添付ファイルの容量オーバー等により受信できていない可能性がありますので、募集要領に記載の問い合わせ先にご連絡ください。

## 5 審査方法及び審査項目

### (1) 審査方法

申請者から提出のあった事業計画書等の申請書類について、候補事業選定委員会にて事業内容を審査し、予算の範囲内で概ね下記の枠数程度を選定します。

審査については、書面審査を基本とし、申請者へのヒアリング等は実施しません。(候補事業選定委員会への出席は不要です。)

ただし、必要に応じ、事業内容等を申請者へ問い合わせる場合があります。

補助対象事業	想定枠
ア 既存の建設建機へICTを搭載(後付)(2D・3D)	1件
イ 3D測量機器	2件
ウ 3次元設計ソフトウェア	2件
エ 生産性向上に資する機器等	1件

### (2) 審査の視点

補助対象事業別の主な審査の視点は、以下のとおりです。

補助対象事業	審査の視点
ア 既存の建設建機へICTを搭載(後付)(2D・3D)	(ア)事業の目的(課題分析と目的が妥当であるか) (イ)事業の内容(事業内容が上記課題・目的に対して妥当であるか)
イ 3D測量機器	(ウ)事業の効果(生産性向上に対し期待できるか) (エ)普及啓発活動の内容(効果的な普及啓発であるか)
ウ 3次元設計ソフトウェア	(ア)事業の目的(課題分析と目的が妥当であるか) (イ)事業の内容(事業内容が上記課題・目的に対して妥当であるか)
エ 生産性向上に資する機器等	(ウ)事業の効果(生産性向上に対し期待できるか) (エ)事業成果の活用(仕組みやコスト面等でモデルとなる取組であるか)

## 6 補助事業予定者の決定

令和7年7月下旬を目途に、申請者の中から補助事業予定者を決定し、建設DX推進事業採択(不採択)通知書により、申請者に通知します。

## 7 補助事業スケジュール

時期	内容
5月11日(月)～7月3日(金)	応募申請書受付期間
7月上旬～7月中旬	審査(候補事業選定委員会)、補助予定事業者決定
7月下旬～8月上旬	補助金交付申請書提出、補助金交付決定
8月上旬～	事業着手(交付決定後)
事業完了時(令和8年3月末まで)	実績報告、完了検査、補助金支払

注：上記スケジュールは、目安であり、変更となる場合があります。

## 8 補助金を受けるに当たって

補助事業遂行時には、次の事項に注意してください。

- ア 補助対象事業の着手は、補助金の交付決定通知後になります。
- イ 補助金が実際に支出されるのは、原則、事業完了後の実績報告書提出以降になります。その間、補助対象経費であっても支払が先行することになりますので、資金確保が必要になります（自己資金、つなぎ短期資金等）。
- ウ 補助事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした書類を整備し、その書類を補助事業の終了した日の属する会計年度終了後5年間保管してください。
- エ 補助事業に関して提出いただいた事業計画書類等は、情報公開条例の開示請求の対象となります。
- オ 本補助事業を活用して導入するICT機器について、他の補助金の交付と重複して利用することはできません。
- カ 交付決定となった場合、補助事業者名、導入機器の種類、交付決定額等について、県ホームページにて公表します。

## 9 問合せ先

岩手県 県土整備部 建設業総合支援本部（建設技術振興課内） 担当：藤原  
TEL：019-629-5943 FAX：019-629-2052 E-mail：[AG0002@pref.iwate.jp](mailto:AG0002@pref.iwate.jp)

※申請書の書き方や、実施しようとしている事業が補助対象となるかなど、ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

本事業の財源には、岩手県企業局の**震災復興・ふるさと振興パワー積立金**を活用しています